



第45号

高嶋 英弘
KCCN 理事
学 者

改正民法を知るには

秋もすっかり深まってきました。KCCN 会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。今回の KCCN ニュースは、「改正民法を知るには」というテーマで、理事の高嶋が担当させていただきます。

(1) 改正民法が成立しました

今年（2017年）の5月に、「民法の一部を改正する法律」が成立し、同年6月に公布されました。新しい民法の施行は、2020年が予定されています。

今回の改正は、現行の民法を大きく修正し、新しいルールを大幅に取り入れているため、今後のわれわれの日常生活にも、消費者保護活動にも大きな影響を及ぼします。とりわけ消費者取引との関係では、ざっと見ても以下の諸項目に要注意です。

- ①消滅時効制度の統一化，合理化
- ②債務不履行（契約違反）の要件と効果の変更
- ③瑕疵担保責任制度の廃止
- ④「定型約款」規制の導入
- ⑤法定利率（変動制の採用）
- ⑥保証人保護制度の拡充
- ⑦錯誤の効果を「無効」から「取消し」に変更

さらに、上述の新ルール導入以外にも、金融取引に関わるルールの変更（詐害行為取消権ほか）、実務上確立しているルールの明文化（意思無能力に基づく無効，代理権濫用の効果ほか）、基本原則の明文化（契約自由の原則，弁済ほか）など、今回の改正内容は多岐にわたっています。

(2) 改正の概要を知るには

このように、今回の改正内容は非常に広範囲にわたっており、かつ専門的な事柄も少なくありませんので、改正内容をしっかりと勉強するには、かなりの時間が必要です。

しかし、忙しい生活の中で、改正民法の勉強だけに多くの時間を割ける人はそれほど多くないでしょうし、現在のところ、その種の研修の機会も多くありません。

そこで今回は、30分で改正の概要を理解するのに適切な解説論文をまずご紹介します。慶応大学の鹿野菜穂子先生が執筆された「民法改正の概要とポイント ―契約に関する主な改正点―」です。

本解説は、ウェブ版国民生活 2017年10月号12頁以下に掲載されており、以下のサイトから誰でも閲覧できます。非常にわかりやすくツボを押さえた解説ですので、ぜひ読んでみてください。

http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201710_05.pdf

(3) どこがどう変わったのかをもう少し詳しく知るには

また、もう少し詳しく、具体的にどの制度のどの条文がどのように変わり、今後の実務にどのような影響が予想されるのかを具体的に知りたいとお考えの皆さんには、以下の参考書を推薦します。

潮見佳男ほか編著『Before/After 民法改正』（弘文堂、2017年9月11日発行）

この解説書では、新民法で変更が加えられた制度ごとに、改正前と改正後で具体的にどのように変わったかを想定事例を用いてわかりやすく説明されています（編著者の一人である京都大学の潮見先生は、今回の改正立法に大きく関わった研究者の一人です。）。私が読んでもわかりやすいので、民法改正でとりあえず何か1冊、とお考えの方は、ぜひご一読ください。

(4) 消費者契約法に及ぼす影響を知るには

改正民法には、契約の効力に関連するルールの変更が多く含まれていますので、これらの新ルールが消費者契約法にどのような影響を及ぼすかを明らかにする必要があります。しかし、残念ながらこの点はまだ十分には検討されていません。この点を検討した数少ない資料として、法学教室441号に「債権法改正後の消費者契約法」という特集が組まれています。少し専門的な内容をふくみますが、ご関心のある方はぜひ目を通してみてください。

以上、今回のニュースでは、現時点で入手しやすい資料を3点ご紹介しました。今後も、改正民法の解説論文や解説書が続々刊行されることが予想されますので、参考になる資料が公表されましたら、本ニュースにてご紹介させていただきます。

(2017年11月)